

平成 25 年 12 月

# 第 4 回 徳島市議会定例会議案

( 予 算 議 案 )



## 目

## 次

議案第104号	平成25年度徳島市一般会計補正予算（第4号） .....	1 ページ
議案第105号	平成25年度徳島市食肉センター事業特別会計補正予算（第1号） .....	9 〃
議案第106号	平成25年度徳島市下水道事業特別会計補正予算（第2号） .....	15 〃
議案第107号	平成25年度徳島市商業観光施設事業会計補正予算（第1号） .....	21 〃
議案第108号	平成25年度徳島市水道事業会計補正予算（第1号） .....	25 〃
議案第109号	平成25年度徳島市市民病院事業会計補正予算（第1号） .....	29 〃



平成25年度徳島市一般会計補正予算（第4号）



## 平成25年度徳島市一般会計補正予算（第4号）

平成25年度徳島市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ658,396千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95,259,448千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正（追加）」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正（追加）」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の補正は、「第4表 地方債補正（変更）」による。

平成25年12月2日提出

徳島市長 原 秀 樹

# 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		17,180,190	317,542	17,497,732
	1 国庫負担金	14,972,541	214,116	15,186,657
	2 国庫補助金	2,096,437	103,426	2,199,863
15 県支出金		6,854,752	156,854	7,011,606
	1 県負担金	3,868,169	107,058	3,975,227
	2 県補助金	2,614,140	49,796	2,663,936
20 市債		11,175,900	184,000	11,359,900
	1 市債	11,175,900	184,000	11,359,900
歳入	合計	94,601,052	658,396	95,259,448

# 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		7,913,567	5,337	7,918,904
	1 総務管理費	6,479,636	5,337	6,484,973
3 民生費		41,103,193	487,050	41,590,243
	1 社会福祉費	16,617,609	428,233	17,045,842
	2 児童福祉費	13,250,899	58,817	13,309,716
4 衛生費		9,823,568	122,296	9,945,864
	1 保健衛生費	5,178,041	107,530	5,285,571
	2 清掃費	4,645,527	14,766	4,660,293
6 農林水産業費		1,179,466	24,976	1,204,442
	1 農林水産業費	359,184	9,796	368,980
	2 農地費	820,282	15,180	835,462
8 土木費		10,293,164	6,051	10,299,215
	5 都市計画費	5,401,156	6,051	5,407,207
10 教育費		9,147,171	12,686	9,159,857
	2 小学校費	1,832,251	4,800	1,837,051
	3 中学校費	1,261,308	3,932	1,265,240
	7 社会教育費	1,626,520	3,954	1,630,474
歳出	合計	94,601,052	658,396	95,259,448

## 第 2 表 繰越明許費補正（追加）

（単位 千円）

款	項	事業名	金額
3 民生費	2 児童福祉費	子ども・子育て支援新制度システム開発事業	58,817

### 第3表 債務負担行為補正（追加）

（単位 千円）

事 項	期 間	限 度 額
庁舎省エネルギー化推進事業	平成26年度から平成37年度まで	5,364
コミュニティセンター指定管理料	平成26年度から平成28年度まで	15,036
市民活力開発センター指定管理料	平成26年度	460
徳島ガラススタジオ指定管理料	平成26年度	478
文化センター指定管理料	平成26年度及び平成27年度	1,556
生涯福祉センター指定管理料	平成26年度	10,467
木工会館指定管理料	平成26年度から平成28年度まで	1,854
阿波おどり会館指定管理料	平成26年度	2,145
公園施設指定管理料	平成26年度	3,400
まちづくり活動センター指定管理料	平成26年度から平成28年度まで	144
青少年交流プラザ指定管理料	平成26年度	428
天狗久資料館指定管理料	平成26年度から平成28年度まで	210
考古資料館指定管理料	平成26年度から平成28年度まで	2,583
図書館指定管理料	平成26年度	5,774
体育施設指定管理料	平成26年度	7,169
体操センター指定管理料	平成26年度から平成28年度まで	291
ライフル射撃場指定管理料	平成26年度から平成28年度まで	192
夜間運動場指定管理料	平成26年度から平成28年度まで	255

第4表 地方債補正（変更）

（単位 千円）

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補正額	補正後の額			
農業農村整備事業	17,700	2,700	20,400	補正前	に	同じ
湛水防除事業	33,900	4,600	38,500			
臨時財政対策	5,013,900	176,700	5,190,600			

平成25年度徳島市食肉センター事業特別会計補正予算（第1号）



平成25年度徳島市食肉センター事業特別会計補正予算（第1号）

平成25年度徳島市の食肉センター事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,804千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ344,847千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

平成25年12月2日提出

徳島市長 原 秀 樹

# 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		262,299	2,804	265,103
	1 一般会計繰入金	262,299	2,804	265,103
歳入	合計	342,043	2,804	344,847

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業費		158,213	2,804	161,017
	1 事業費	136,420	2,804	139,224
歳出	合計	342,043	2,804	344,847

## 第 2 表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
食 肉 セ ン タ ー 指 定 管 理 料	平 成 2 6 年 度	5, 7 2 1

平成25年度徳島市下水道事業特別会計補正予算（第2号）



平成25年度徳島市下水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成25年度徳島市の下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,427千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,120,405千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年12月2日提出

徳島市長 原 秀 樹

# 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 使用料及び手数料		1,422,857	6,299	1,429,156
	1 使用料	1,422,583	6,299	1,428,882
4 繰入金		2,640,041	2,128	2,642,169
	1 一般会計繰入金	2,640,041	2,128	2,642,169
歳入	合計	7,111,978	8,427	7,120,405

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 下水道費		6,928,978	8,427	6,937,405
	1 管理費	1,169,562	8,427	1,177,989
歳出	合計	7,111,978	8,427	7,120,405



平成25年度徳島市商業観光施設事業会計補正予算（第1号）



平成25年度徳島市商業観光施設事業会計補正予算（第1号）

第1条 平成25年度商業観光施設事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成25年度商業観光施設事業会計予算第5条の次に次の1条を加える。

（債務負担行為）

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
眉山ロープウェイ指定管理料	平成26年度	429千円

平成25年12月2日提出

徳島市長 原 秀 樹



平成25年度徳島市水道事業会計補正予算（第1号）



## 平成25年度徳島市水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 平成25年度水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成25年度水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（事 項）	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
(4) 主要な建設改良事業			
原水及び浄水施設事業	390,888千円	235,152千円	626,040千円
配水施設事業	1,482,799千円	123,800千円	1,606,599千円

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第1款 水道事業費用	4,832,851千円	12,035千円	4,844,886千円
第1項 営業費用	4,039,017千円	12,035千円	4,051,052千円

第4条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「2,113,725千円」を「2,236,616千円」に、過年度分損益勘定留保資金「2,090,399千円」を「2,213,290千円」にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 資本的収入	889,856千円	239,376千円	1,129,232千円
第2項 工事負担金	69,250千円	27,000千円	96,250千円
第6項 他会計補助金	54,402千円	103,426千円	157,828千円
第9項 その他資本剰余金		108,950千円	108,950千円

	支	出	
第1款 資本的支出	3,003,581千円	362,267千円	3,365,848千円
第1項 建設改良費	1,948,700千円	358,952千円	2,307,652千円
第3項 国庫補助金返還金		3,315千円	3,315千円

第5条 予算第8条中「88,241千円」を「191,667千円」に改める。  
第6条 予算第9条中「371,000千円」を「412,100千円」に改める。

平成25年12月2日提出

徳島市長 原 秀 樹

平成25年度徳島市市民病院事業会計補正予算（第1号）



## 平成25年度徳島市市民病院事業会計補正予算（第1号）

第1条 平成25年度市民病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成25年度市民病院事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
	支	出	
第1款 病院事業費用	9,613,843千円	39,600千円	9,653,443千円
第1項 医業費用	9,226,503千円	39,600千円	9,266,103千円

平成25年12月2日提出

徳島市長 原 秀 樹



この冊子は再生紙を使用しています。

